

国立大学附属病院における医療安全の取り組み

国立大学附属病院では、「医療安全・質向上のための相互チェック」、「医療安全管理協議会」、「国公立大学附属病院医療安全セミナー」を中心として、医療の質・安全の推進・強化に取り組んでいる。

「医療安全・質向上のための相互チェック」は、国立大学医学部附属病院長会議において作成された「医療事故防止のための安全管理体制の確立に向けて（提言）」（2001年）にある内容の実施状況を、実地で確認することを目的として始まったもので、毎年1回（2006及び2011年度を除く）実施し、2013年度からは、改善期間を設け、隔年実施となっている。各大学病院は4～10名の調査チームで他の大学病院を訪問し、重点項目に関して評価基準にもとづいた現地チェックを行い、その結果を各大学病院及び病院長会議にフィードバックすることで、医療の質・安全に関するPDSAサイクルを推進している。このような活動を通じて、2013年度には、すべての病院においてWHOに準拠した手術安全チェックリストが導入され、多職種から構成される手術チーム内で声に出して情報共有を行い、安全な手術が行われるようになっている。

また、国立大学附属病院医療安全管理協議会では、医療安全に関する情報共有、人材育成、社会への情報発信、研究プロジェクトなども推進している。本協議会は、2002年度に設立された各大学病院の医療安全管理部門の構成員（医療安全担当副院長等、専任リスクマネジャー、事務職員）によるネットワークである。医療安全管理体制については、2001年度には各大学病院に専任リスクマネジャー（看護師長）1名体制であったが、現在では専任リスクマネジャーとして、看護師2名体制をとっている病院は半数以上となり、また、業務の50%以上を医療安全に従事する医師または歯科医師を配置している大学も全構成施設の3分の1となっている。このような医療安全管理部門の充実により、インシデントの医学的分析、医師のリーダーシップと他職種との連携による医療安全対策の実施、さらには安全文化の醸成が図られている。

職種別部会や作業部会における継続的な活動を通じて、医療安全管理者の養成、卒前医学教育や医療従事者に対する教育コンテンツに関する情報共有、医療安全関係法令集の整備、診療関連死モデル事業の評価に関する論文発表などを行っている。また、各病院で有害事象が発生した場合には、本協議会で作成した「重大事例発生時の対応マニュアル」等に基づき、患者さんやご家族への説明、院内事故調査の実施、公表や外部報告等を、適切かつ迅速に行っている。さらに、今年度初めて実施した「第1回医療の質・安全大賞」では、外部委員を含めた審査委員により、各施設の優れた取り組みが選出され、医療安全教育用のeラーニングシステム、院内救急システム、M&Mカンファレンス、安全な人工呼吸器管理体制、転倒防止スクリーニングシート、画像診断における見忘れ防止対策等についての取り組みを共有した。

さらに、2001年度から実施している国公立大学附属病院医療安全セミナー（2001～2003年度は国立のみ）では、国内外の医療の質・安全に関する最新の知見や、航空や

鉄道を含む他産業での安全対策等、大学病院での医療安全に必要な学際的知識を習得できるような機会を提供している。これまで 2700 名を超える大学病院の職員が受講し、各施設における医療安全の発展に貢献している。

ヘルスケアシステムを取り巻く状況が劇的に変化する中で、高度で先進的な医療を提供する国立大学附属病院における医療の質・安全の確保は、非常に重要な課題である。今後は、各大学病院において医療の質・安全の専門家の人材育成を行うとともに、施設間の連携・協力を一層推進し、広く国民に対しても国立大学附属病院における取り組みを発信していきたいと考えている。